

越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティを実現するため、再生可能エネルギー設備等を導入する者に対し、予算の範囲内でゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象設備等）

第2条 補助の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）、補助要件及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の回数は、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の世帯ごとに同一の補助対象設備等につき1回を限度とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者若しくは申請年度内に市内に住所を有する予定の者（以下「転入予定者」という。）又は市内に存するマンションの管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）であること。

(2) 補助対象設備等の設置、購入、建築又は改築（以下「設置等」という。）に係る手続きを行う前に補助金の交付決定を受け、かつ、当該交付決定の日の属する年度の3月15日までに、次の表の左欄に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる設置等に係る手

続きがなされていること。

補助対象設備等の区分	設置等に係る手続き
太陽光発電設備	住宅又は管理するマンションへの設備の設置及び電力会社との電力受給契約の締結
定置用リチウムイオン蓄電池	住宅又は管理するマンションへの設備の設置
V 2 H（電気自動車等充給電設備をいう。以下同じ。）	住宅又は管理するマンションへの設備の設置
E V ・ P H E V（電気自動車・プラグインハイブリッド車をいう。以下同じ。）	車両の購入及び当該車両の納車
Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを言い、N e a r l y Z E H及びZ E H O r i e n t e dを除く。以下同じ。）	建築若しくは改築に係る工事の完了又は購入による建築物の引渡し

(3) 市税等（市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないこと（補助対象者がマンションの管理組合である場合を除く。）。

(4) 補助対象設備等（E V ・ P H E Vを除く。）を設置等する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、市長が別に定める受付期間内において行うものとする。

2 市長は、補助金の交付申請が多数のときは、抽選を行うものとし、抽選結果は、市ホームページに掲載するものとする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

4 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次のとおりとする。ただし、添付する書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 補助対象設備等の設置等の場所を示す案内図又は地図

(2) 補助対象設備等（E V ・ P H E Vを除く。）の現状が分かる着工前の写真

(3) 補助対象設備等の規格等を示すカタログ

(4) 太陽光発電設備及びZ E Hの場合にあっては、補助対象設備等の設置等に係る設計図面

(5) 定置用リチウムイオン蓄電池、V 2 H及びE V ・ P H E Vの場合にあっては、補助対象設備等の設置等に係る平面図

(6) 補助対象設備等の設置等に係る経費の内訳が分かる見積書又は契約書の写し

(7) 市税等のうち、該当するもの全ての納税証明書又は非課税証明書

(8) 補助対象設備等（E V ・ P H E Vを除く。）を設置等する建築物（一戸建て住宅の場合に限る。）の所有者全員が補助対象設備等の設置等について同意した旨を証する書面

(9) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

(10) 太陽光発電設備（最大出力が4 k Wを超え、市内事業者と契約を締結して設置するものに限る。）の場合にあっては、次に掲げる契約締結事業者の区分に従い、それぞれ定める書類

ア 法人事業者 法人登記事項証明書の写し

イ 個人事業者 住民票の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、規則第5条第1項の申請書が提出されたときは、補助金の交付又は不交付を決定し、越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(計画の変更又は中止)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象設備等の設置等の計画の内容を変更し、又は当該計画を中止する場合は、越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金計画変更等承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、補助金交付額の増額に係る計画内容の変更申請は、することができない。

(変更又は中止の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認するか否かを決定し、越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金計画変更等（承認・不承認）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び変更後の内容に係る条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、第6条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(報告書の様式等)

第10条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第5号様式のとおりと

し、交付決定者は、補助対象設備等の設置等の完了後、速やかに提出するものとする。ただし、年度を超えることはできないものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備等の設置等の状態が分かる写真
- (2) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び設置等に係る費用の内訳が分かる書類
- (3) 太陽光発電設備の場合にあっては、電力会社との電力受給契約の内容が分かる書類の写し
- (4) E V ・ P H E V の場合にあっては、自動車検査証記録事項の写し
- (5) Z E H の場合にあっては、建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）評価書の写し（当該評価書にはZ E Hであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されていることを要する。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定通知）

第 1 1 条 規則第 1 6 条第 1 項の規定による通知は、第 6 号様式により行うものとする。

（請求書の様式等）

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 2 項の請求書の様式は、第 7 号様式のとおりとする。

2 前項の請求書は、前条の規定による補助金の額の確定通知後、速やかに提出しなければならない。ただし、転入予定者にあっては、市内に住所を有することとなった後に提出するものとする。

（財産処分の制限）

第 1 3 条 規則第 2 1 条ただし書に規定する市長が定める期間は、法定耐用年数とする。

2 補助金の交付を受けて補助対象設備等を設置等した者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得した財産を処分しようと

するときは、越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金に係る財産処分承認申請書（第８号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第１４条 市長は、補助金の交付を受けて太陽光発電設備及びＺＥＨを設置した者に対し、必要に応じ売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第１５条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の廃止）

２ 越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（平成２１年告示第３２０号）は、廃止する。

（経過措置）

３ この告示の施行の日前にこの告示による廃止前の越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき交付された補助金により設置した住宅用太陽光発電設備等については、旧要綱第１３条及び第１４条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和５年告示第１２７号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年告示第１４３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象設備等	補助要件	補助金の額
太陽光発電設備	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受け、かつ、一戸建て住宅であること。 (2) 市内の既存若しくは新築の一戸建て住宅（店舗等の併用住宅及び兼用住宅を含む。以下同じ。）又は既存のマンションに新規に設置するもので、発電された電力が住宅の用に供する部分で使用されること。 (3) 発電設備における太陽電池の最大出力が10kW未満であること（一戸建て住宅の場合）。 (4) 対象設備による発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力を電力会社へ送電できるように連系すること。 (5) 未使用品であること。 (6) リース品ではないこと。	対象設備の最大出力（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た値とする。）に20,000円を乗じて得た額とする。ただし、上限は、一戸建て住宅の場合は4kW（市内に本店登記を有する法人又は市内に住居を有し、かつ、事業所を有する個人事業者と工事請負契約を締結するときは5kW）、マンションの場合は10kWとする。
定置用リチウムイオン蓄電池	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるもの (2) 未使用の既製品であること。 (3) リース品ではないこと。	1件につき50,000円

V 2 H	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 (2) 未使用品であること。 (3) リース品ではないこと。	1 件につき 5 0 , 0 0 0 円
E V ・ P H E V	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 車載コンセント（1 , 5 0 0 W / A C 1 0 0 V）から電力を取り出せる給電機能がある車両又は外部給電器や V 2 H 充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両であること。 (2) 未使用品であること。 (3) リース品ではないこと。	1 件につき 5 0 , 0 0 0 円
Z E H	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) Z E H の新築、Z E H の新築建売住宅の購入又は既存建物に新規で太陽光発電設備の設置を伴う Z E H への改築であること。 (2) 建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）において、Z E H であることを証明できる住宅であること。 (3) 太陽光発電設備に係る助成金の交付申請を行っていないこと。 (4) リース品ではないこと。	1 件につき 2 0 0 , 0 0 0 円